

自治会福祉委員会（福祉部）を設置しよう！

「ひとり暮らしで寂しいので、話し相手になってくれるボランティアはいませんか？」

「高齢のため足腰が悪くて困っています。ゴミ出しの手助けをしてくれる方はいませんか？」

「ひとり暮らしの親の安否が気になります。誰か見守ってくれる方はいませんか？」

「低学年の娘の登下校時の安全が気になります。地域で見守る仕組みはつくれませんか？」

「子育て中の親同士が交流できる機会はありませんか？」

家庭や地域における人と人とのつながりが弱まるにつれて、困ったときに、気軽に相談できる相手や助けてくれる人が身近にいないため、一人で不安や悩みを抱え込んでしまう人が増えています。

また、世帯人員の減少や単身で暮らす世帯の増加などに伴い、子どもの送り迎え、ゴミ出しや買い物、通院時の付添いなど「ちょっとした手助け」が受けられずに、生活のしづらさや不便さを抱えて暮らしている人が増えています。

自治会福祉委員会（福祉部）は、日常生活に最も身近な自治会における、住民相互の助け合い・支え合い活動を進める仕組みです。

「誰もが安心・安全に自分らしく暮らすことのできる自治会づくり」を目指して、自治会福祉委員会（福祉部）をつくりませんか？



社会福祉
法 人

下関市社会福祉協議会

〒751-0823 下関市貴船町三丁目4番1号

TEL 232-2002（地域福祉課） FAX 232-1522

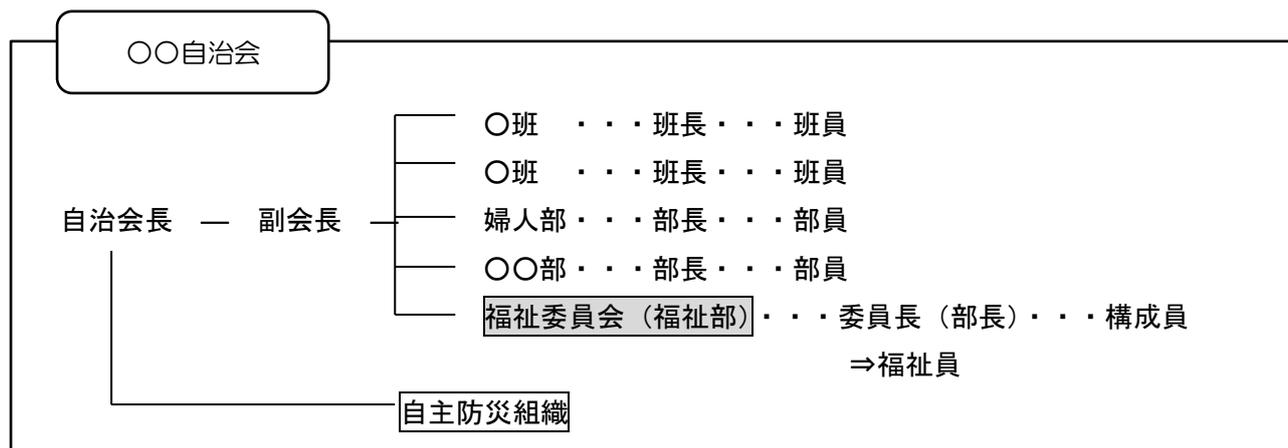


自治会福祉委員会（福祉部）のイメージ



自治会	自治会福祉委員会（福祉委員会）
<p>1. 目的 住民が、自分たちの共通利益の実現と生活の向上を目的として作る組織です。</p> <p>2. 組織 住民を会員として、自治会規約に基づき運営しています。 会員の中から役員を選出し、部会等を設置して目的達成のための取組や活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員（会長、副会長、班長（組長）、会計、監事、各部長 など） ・部会等（総務部、老人部、婦人部、子ども会、青年部、衛生部 など） ・防災組織を設置する自治会もあります。 <p>3. 主な活動内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ①役員会、総会、部会等の開催 ②各部活動の実施 ③自治会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・環境整備活動（ゴミ置き場の管理、公園の草刈り、集会所の清掃など） ・住民相互のふれあいや親睦交流活動 ・交通事故や犯罪を防止するための活動 ・避難訓練などの自主防災活動 など 	<p>1. 目的 自治会における地域福祉活動の実践母体として、「誰もが安心・安全に自分らしく暮らすことのできる自治会づくり」を目指して、住民の参加と協力を得て、地域の身近な福祉問題・生活課題の解決を図ります。</p> <p>2. 構成員 自治会役員（会長、班長、各部長など）、福祉員、民生委員・児童委員、婦人部長、老人部長、子ども会長、防犯活動員、クリーン推進員、保健推進委員 など</p> <p>3. 活動内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自治会福祉委員会（福祉部）の開催 （各部、各委員活動の情報交換、住民に共通する地域の福祉課題の検討・情報の共有、新たな取組の企画・立案） ②住民相互の仲間づくり、居場所づくりの活動 （あいさつ運動の実施、ふれあいサロンの開催） ③住民の福祉意識を啓発する活動 （住民意識調査の実施、福祉講座等の開催、住民に対する自治会活動や地域活動への参加の呼びかけや働きかけ） ④支援を必要とする世帯への支援活動 （見守り・声かけ・安否確認、ゴミ出し・買い物等の支援 など）

〔自治会福祉委員会（福祉部）の組織概念図〕





自治会福祉委員会（福祉部）設置までの流れ



時期	どこで	誰が	何を
11～12月	下関市社協	自治会長、福祉員、民生委員・児童委員 など	福祉委員会の設置に向けて情報を収集します。
1～3月	自治会の役員会	自治会役員、福祉員、民生委員・児童委員 など	福祉委員会を設置することについて話し合います。 福祉委員会の設置について合意形成ができれば、設置スケジュールなどを合わせて検討・確認します。
3～4月	自治会の総会	自治会役員、住民、福祉員、民生委員・児童委員など	福祉委員会の趣旨説明と設置スケジュールを提案します。 設置が了承されれば、設置に向けた「準備会」の開催や検討結果の報告方法なども合わせて確認します。
5～9月	準備会	準備会メンバー	福祉委員会の構成員、規約、活動内容、活動財源等を検討します。
10～12月	自治会の回覧版	準備会	検討結果を報告します。
1～2月	自治会の役員会、準備会	自治会役員、準備会メンバー	福祉委員会の設置に関する最終提案内容を確認します。 合わせて、活動財源の確保について自治会との調整を行います。
3～4月	自治会の総会	自治会役員、住民、準備会メンバー など	福祉委員会の設置を提案し、承認を得ます。 承認日をもって福祉委員会を設置します。

このスケジュールは、あくまでも目安です。地域の実情に応じて色々な方法が考えられます。また、必要に応じて、準備会等へ下関市社協職員の出席を求め、説明や助言、先進事例の情報提供などを受ける方法も考えられます。

〇〇自治会福祉委員会規程（例）

（名称）

第1条 これは、〇〇自治会福祉委員会（以下「委員会」という。）という。

（目的）

第2条 委員会は、〇〇自治会会員の参加と協力を得て、「誰もが安心・安全に自分らしく暮らすことのできる自治会づくり」を進めることを目的とする。

（活動）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）自治会内の連携・協働を進める活動（委員会の開催）
- （2）住民相互の仲間づくり、居場所づくりを進める活動
- （3）住民の福祉意識を啓発する活動
- （4）住民相互の助け合い・支え合いの仕組みをつくる活動
- （5）その他、福祉委員会の目的を達成するために必要な活動

（構成員）

第4条 委員会は、次の者をもって構成する。

- （1）自治会長（自治会役員、自治会三役など）
- （2）福祉員
- （3）民生委員・児童委員
- （4）婦人部長
- （5）老人部長
- （6）・・・
- （7）その他、自治会長が必要と認めた者

（委員会の運営）

第5条 委員会に委員長を置き、福祉員がその任務にあたる。

- 2 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 3 委員会の構成員は、相互に連携、協力して委員会活動を推進するものとする。
- 4 委員会の運営に係る費用は、自治会長が必要と認める範囲において自治会が負担する。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、自治会長が別に定める。

附則 この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

※「福祉部」にする場合は、「委員会」を「福祉部」に置き換えます。